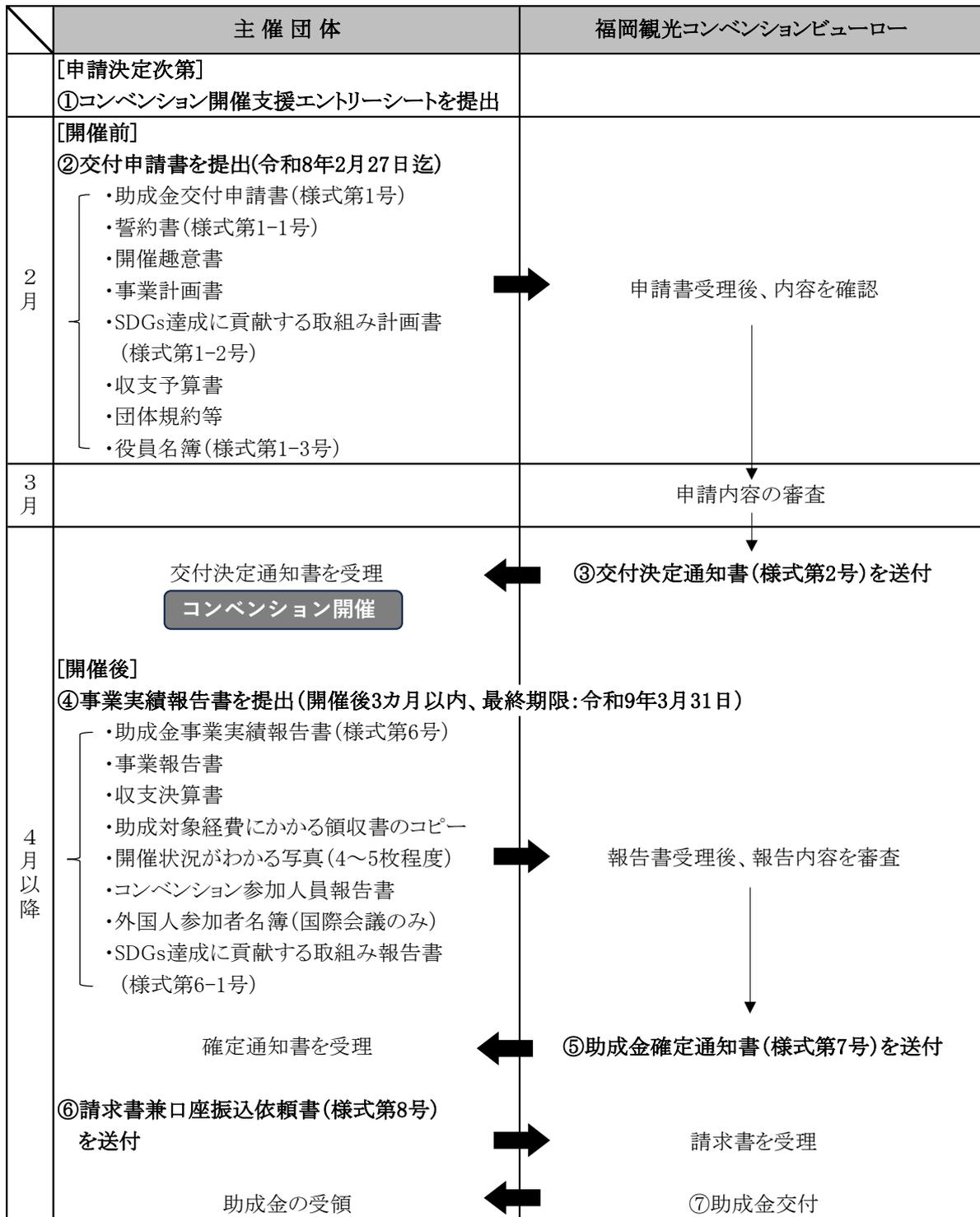


福岡観光コンベンションビューロー  
コンベンション開催助成金交付手続きの流れ



★ 注意事項

- ・助成額は、交付決定通知書(様式第2号)にて通知した交付額の範囲内で、実績報告の内容を審査後、確定します。
- ・⑥請求書に記載されている振込先の口座名義が申請者と異なる場合は、申請者からの委任状が必要です。
- ・福岡観光コンベンションビューローが定める期限内に書類の提出がない場合、助成金を申請・受領する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。